

## 各務原市税減免取扱要綱

(平成31年3月29日決裁)

各務原市税減免取扱要綱(平成30年3月30日決裁)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市税条例(昭和38年条例第41号。第4条において「条例」という。)及び各務原市税減免規則(平成31年規則第22号。以下「規則」という。)の規定に基づく市税の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市民税の減免)

第2条 規則第2条第1項第2号の生活が著しく困難となった者に準ずると認められる者は、年の途中において失業、病気その他の理由より、その後の年内における所得が皆無となった者とする。

2 規則第2条第3項第5号の平年における当該農作物による収入額は、災害を受けた日の属する年の直前の3箇年における当該農作物による収入額(自己都合による耕作面積の増減の影響を除く。)の平均額とする。

(固定資産税及び都市計画税の減免)

第3条 規則第3条第1項第2号の公益のために直接専用する固定資産は、次に掲げるものとする。

- (1) 自治会又は区域自治会連合会が所有し、又は主として管理する集会施設等の用に供する固定資産
- (2) 各務原市消防本部が備える水利台帳に記載されている防火水槽が所在する土地
- (3) 消防団が消防のために直接専用する望楼又は機械器具の格納庫等の用に供する固定資産
- (4) 専ら各務原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和53年条例第11号)第1条の2第2項第4号に規定するごみステーションの用に供する土地(アパート、マンション等のごみステーションの用に供するものを除く。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公益のために市長が特に必要と認める固定資産

2 規則第3条第1項第3号の市長が特に必要と認めるものは、次の各号に掲げるものとし、同項第3号の市長が必要と認める額は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 岐阜県文化財保護条例(昭和29年岐阜県条例第37号)第3条若しくは各務原市文化財保護条例(昭和52年条例第10号)第4条の規定により指定された

家屋若しくは償却資産又は岐阜県文化財保護条例第8条若しくは各務原市文化財保護条例第24条の規定により指定された記念物が所在する土地 当該税額の全額

(2) 地域信仰の対象となり、一定程度の歴史を有する祠、記念碑等の固定資産 当該税額の全額

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの 当該税額のうち市長が必要と認める額

3 規則第3条第8項の老人健康ひろばは、各務原市老人健康ひろば設置に関する補助金交付要綱（昭和59年3月26日決裁）の規定に基づき補助金の交付を受けて設置された老人健康ひろばとする。

4 規則第3条第8項の子ども広場は、各務原市子ども広場設置要綱（平成19年3月28日決裁）の規定に基づき設置の届出のあった子ども広場とする。

（軽自動車税の種別割の減免）

第4条 規則第5条第1号の公益のため直接専用する軽自動車等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他市長が認める者が所有する軽自動車等（条例第66条第1項に規定する軽自動車等をいう。）のうち、専ら社会福祉事業（社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）又は福祉有償運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送をいう。）の用に供されるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の各務原市税減免取扱要綱の規定は、平成31年度以後の年度分の市税から適用し、平成30年度以前の年度分の市税については、なお従前の例による。

附 則（令和2年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。